

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(次のいずれかに該当する事由または行為が、実際に生じたまたは行われていたと認められる場合に限ります。また、その適用の判断は被保険者ごとと個別に行われます)。
 - 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等
 - 被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失は除きます)に起因する損害賠償請求等
 - 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為に起因する損害賠償請求等
 - 被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与とその他給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求等
 - 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求等
 - 他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求等
 - 被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求等
 - 公務員法の規定により公務員とみなされる者を含みます)に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等
 - 供応接待(懇親会、歓迎会その他名目を問いません)、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等
 - 工事請負契約または不動産売買契約が違法に締結されたことに起因する損害賠償請求等
 - 地方自治法に定める寄附または補助を違法に使用したことに起因する損害賠償請求等
 - 地方自治法に定める地方税、分担金、使用料、加入金もしくは手数料の賦課または徴収を違法に怠っていることに起因する損害賠償請求
- 次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限ります。これらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合にも、保険金をお支払いできません)。
 - 初年度契約の保険期間の開始日より前に、記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実と起因する損害賠償請求等
 - この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求等がなされるおそれがある状況が被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由を含みます)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求等
 - この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求等の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

- 直接であると同接であるを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求等
 - 汚染物質(固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をい、煙、蒸気、すず、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。以下同様とします)の排出、流出、漏(い)っ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
 - 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
- 直接であると同接であるを問わず、核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます)の放射性、毒性または爆発性を含みます)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求等
- 直接であると同接であるを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求等
- 直接であると同接であるを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求等
- 被保険者が行う医療行為に起因して発生したその医療行為の対象となる者の身体の障害についてなされた損害賠償請求等
- 自動車、原動機付自転車、航空機もしくは船舶(原動力が専ら人力である場合を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求等
- 差別的行為に起因する損害賠償請求等。差別的行為とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - 人種、信条、年齢、性別、社会的身分、門地、国籍、教育、障害、妊娠または出産を理由とする不当な雇用条件の決定
 - 入学拒否、単位認定、停学、退学、就職の斡旋(あつせん)等児童・生徒・学生の生活に影響をあたえる条件に関する決定
- 不当な差押、没収、暴行等に起因する損害賠償請求等
- 特許権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求等
- 直接であると同接であるを問わず、石綿(アスベスト)、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求等
- 直接であると同接であるを問わず、ダイオキシンまたはダイオキシンを含む製品の有害な特性に起因する損害賠償請求等
- 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求等
- 被保険者が教職の場合(いじめ、体罰、しごきに起因する損害賠償請求等)を除き、体罰、しごきに起因する損害賠償請求等に関する争訟費用については保険金をお支払いします。
 - 直接であると同接であるを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

など

京都市生活協同組合の組合員の皆さまへ 公務員賠償責任保険中途募集のご案内

(職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約セット)



「職場で安心して働いていただくために」

この保険は京都市生活協同組合を保険契約者とし、京都市を記名法人、京都市から任用または選任された公務員を加入者(被保険者)とする公務員賠償責任保険の団体契約です。

加入者数	813名	プラン別加入者数	プランS	プラン1	プラン2	プラン3	プラン4
			306名	189名	58名	58名	118名
			プランA	プラン5	プラン6	プラン7	プラン8
			2名	8名	18名	11名	45名

※2025.1.1時点の加入者数

ご加入要領

保険期間(ご契約期間)	2025年7月1日午後4時～2026年1月1日午後4時
加入対象	京都市生活協同組合の組合員(地方公務員)

(注) 以下の方々はこの保険の補償の対象とならないのでご注意ください。
 ●特別職の方々(ただし、副知事、教育長、定年再雇用嘱託の方はご加入できます。)
 ●警察職の方々

※京都市生活協同組合の組合員であっても、京都市において任用または選任された地方公務員でない方は加入いただけません。

申込締切日	2025年6月4日(水)	送付先 京都市生活協同組合まで
手続き方法	<p style="font-size: x-small;">○今回は未加入の方へのご案内です。現在ご加入の方はお手続き不要です。 ○添付の加入申込票に必要事項をご記入いただき、京都市生活協同組合にご提出ください。 ○保険料は2025年8月の給与より控除しますが、お振り込み等を希望される方は加入申込票備考欄に「振込希望」とご記入ください。 ○加入者証は2025年8月上旬にお送りする予定です。</p>	
保険料払込方法	2025年8月給与控除となります。	

ご加入の際にはご確認ください。

- この保険は、「公務員賠償責任保険普通保険約款」「公務員賠償責任保険追加特約」「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」「損害賠償請求期間延長特約」「記名法人の追加に関する特約」および各々の「特約」で構成されています。
- 公務員賠償責任保険普通保険約款・特約集、保険証券は、保険契約者(京都市生活協同組合)に交付されます。
- このパンフレットは「公務員賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度ご加入プランと同一の補償内容にて継続されます。

【保険会社破綻時の取扱い】

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)】

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみでセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

万一、事故が起こった場合の手続き

- 万一事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 公務員賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

お問い合わせ先

引受保険会社
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 京都支店 京都第二支社
 (平日 9:00～17:00)

取扱代理店(幹事)：株式会社 葵総合保険
 〒604-0903 京都市京都市中京区河原町通夷川上る指物町320
 TEL：075-256-2811 (平日 9:00～18:00)

取扱代理店(非幹事)：京都市生活協同組合
 〒603-8570
 京都市京都市上京区下立売通新町西入京都市内

※おかけ間違いにご注意ください。

あいおいニッセイ同和損保の公務員賠償責任保険の5つの特長（安心）

あんしん!

1 民事調停・住民監査請求も対応。

住民訴訟（第1段階訴訟、第2段階訴訟）だけでなく、業務に基づく行為に起因して提起された民事訴訟、民事調停、住民監査請求も保険金のお支払対象となります。

あんしん!

2 地方自治法第243条の2の8第3項にも対応。

行政処分として職員の賠償責任が認められる場合の賠償命令を対象とします。

あんしん!

3 過去の公務に対する訴訟も補償の対象。

加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合は補償対象となります。
※ただし、加入日時点でご自身が認識していた事案を除きます。
（公務員賠償責任保険追加特約）

あんしん!

4 退職後も5年間は補償。

退職等により継続契約（翌年度の契約）に加入されない場合であっても、解約・解除等が行われずにこの保険契約が満了したときには、この保険期間の終了日から5年間以内に提起された訴訟（この保険期間が終了する以前の行為に起因する訴訟に限ります）を特約によって補償します。（損害賠償請求期間延長特約）

あんしん!

5 派遣（出向）先の業務も補償。

法令に基づき派遣（出向）された場合、派遣先の業務も補償します。

住民訴訟例

●補助金を支出した際、その金額が過大であるとして適正な金額を超えた部分を専決権者等に損害賠償するよう訴訟を提起された。

●税金滞納者に対し時効処理を適用したところ、徴収する努力が不足していたとして損害賠償請求を受けた。



※実際のお支払いは、保険金のお支払い対象事案毎に、免責事項（保険金をお支払いできない場合）に該当するか否か等を個別に判断の上決定します。

民事訴訟例

●窓口へ来られた方に対する職員の対応に問題があるとして、名誉毀損で訴えられた。



●個人情報を使って開示したため、プライバシーを侵害されたとして訴訟が提起された。



支払限度額（ご契約金額）と中途加入保険料

住民訴訟 + 民事訴訟	プラン S	プラン 1	プラン 2	プラン 3	プラン 4
支払限度額 (1請求・保険期間中)	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
法律上の損害賠償金・返還金 (免責金額なし)					
争訟費用 (1請求・保険期間中)	3,000万円	1,000万円	500万円	500万円	300万円
保険料（6か月間）	4,620円	3,720円	3,000円	2,580円	1,920円

民事訴訟重視	プラン A	プラン 5	プラン 6	プラン 7	プラン 8
民事訴訟 支払限度額 (1請求・保険期間中)	3億円	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円
損害賠償金 (免責金額なし)					
争訟費用 (1請求・保険期間中)	3,000万円	1,000万円	500万円	500万円	300万円
住民訴訟 支払限度額 (1請求・保険期間中)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
損害賠償金 (免責金額なし)					
争訟費用 (1請求・保険期間中)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
保険料（6か月間）	3,480円	2,820円	2,280円	1,980円	1,500円

*損害賠償金および争訟費用は、それぞれ1被保険者ごとの支払限度額です。*初期対応費用(※被保険者が償済として支払った見舞金(香典を含みます。)
または見舞品の購入費用については被害者1名あたり3万円が限度です。)*訴訟対応費用についても各500万円補償されます。*これらの支払限度額は、一連の損害賠償請求および保険期間中の限度額です。*また、これらの支払限度額は、民事訴訟および住民訴訟を各々合算した金額となります。*保険期間中に
支払う保険金の額は、法律上の損害賠償金および争訟費用それぞれについて、住民訴訟または民事訴訟にかかる支払限度額のうち、いずれか高い額を
限度とします。*上記保険料は、被保険者(補償の対象となる方)が500名以上1,000名未満(団体割引10%適用)にて試算しています。ご契約開始の際、被
保険者の総数が500名未満または1,000名以上になった場合は、保険料を変更させていただきます。

お支払いする保険金の内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲
<p>公務員としての職務遂行に起因して、次のいずれかに該当する請求または訴訟がなされたことにより、公務員個人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。*1</p> <p>住民訴訟 地方自治法第242条の2第1項第4号（地方公共団体の執行機関・職員に対する住民の請求訴訟）、同第242条の3第1項または第2項（地方公共団体（長）からの職員に対する請求（訴訟））に定める請求</p> <p>住民監査請求 住民監査請求により、監査委員から勧告がなされた場合の地方自治法第242条第9項に規定する措置に基づく損害賠償請求等</p> <p>行政処分による賠償命令 地方自治法第243条の2の8第3項に規定する命令</p> <p>民事訴訟*2 上記によらない、民法第709条・第415条等に基づく請求</p> <p>*1 次のいずれかに該当する民事訴訟等に該当しないものはお支払いできませんのでご注意ください。 ア.民事訴訟（裁判所に申し立てられる民事調停を含み、被告等に記名法人が含まれるものを除きます） イ.内容証明郵便等による損害賠償請求等で引受保険会社が事前に認めたもの ウ.国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条および第2条に基づく公務員個人への求償 *2 「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」をセットすることで補償の対象となります。</p>	<p>法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類するものを含みます）の加重された部分および被保険者と他人の間にその損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。</p> <p>法律上の返還金 不当利得返還請求がなされた場合の、法律上返還すべき金額</p> <p>争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます）によって生じた費用（被保険者または記名法人の職員の報酬、賞与または給与等を除きます）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。</p>
<p>お支払いする保険金の額</p> <p>前記①から③までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。また、日本国外において発生した国外一時業務に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、一連の損害賠償請求等および保険期間中について1,000万円を限度とします。 保険金の額=（損害の額の合計額-保険証券記載の免責金額）×保険証券記載の縮小支払割合</p>	

*「保険金をお支払いできない主な場合」については、裏面をご覧ください。

公務員賠償責任保険普通保険約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約(公務員賠償責任保険普通保険約款および公務員賠償責任保険追加特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>公務員としての職務遂行(不作為を含みます)に起因して、次のいずれかに該当する請求または訴訟がなされたことにより、公務員個人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 住民訴訟 地方自治法第242条の2第1項第4号(地方公共団体の執行機関・職員に対する住民の請求訴訟)、同第242条の3第1項または第2項(地方公共団体(長)からの職員に対する請求(訴訟))に規定する請求</p> <p>(2) 住民監査請求 住民監査請求により、監査委員から勧告がなされた場合の地方自治法第242条第9項に規定する措置に基づく損害賠償請求等</p> <p>(3) 行政処分による賠償命令 地方自治法第243条の2の8第3項に規定する命令</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金です。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金(これに類するものを含みます)の加重された部分および被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。</p> <p>② 法律上の返還金 不当利得返還請求がなされた場合の、法律上返還すべき金額をいいます。</p> <p>③ 争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます)によって生じた費用(被保険者または記名法人の職員の報酬、賞与または給与等を除きます)で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。</p> <p>④ 訴訟対応費用 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、第三者から被保険者に対して裁判所に提起された損害賠償金の支払を求める訴訟等(訴訟、仲裁、和解または調停、もしくは被保険者とその訴訟等において主張されている法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約により支払対象となる場合に限り)について被保険者が支出した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限りです。</p> <p>ア. 意見書または鑑定書作成のために必要な費用 イ. 事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません) ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 エ. 被保険者の交通費、宿泊費</p> <p>【お支払いする保険金の額】 前記①から③までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。また、日本国外において発生した国外一時業務に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、一連の損害賠償請求等および保険期間中について1,000万円を限度とします。</p> $\text{保険金の額} = \left(\text{損害の額の合計額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right) \times \text{保険証券記載の縮小支払割合}$ <p>また、前記④については、1事故および保険期間中について500万円を限度とします。</p>

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

- 次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(次のいずれかに該当する事由または行為が、実際に生じたまたは行われていたと認められる場合に限り)。また、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行われます。
 - 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等
 - 被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯は除きます)に起因する損害賠償請求等
 - 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為に起因する損害賠償請求等
 - 被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求等
 - 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求等
 - 他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求等
 - 被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求等
 - 公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます)に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等
 - 供応接待(懇親会、歓談会その他名目を問いません)、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等
 - 工事請負契約または不動産売買契約が違法に締結されたことに起因する損害賠償請求等
 - 地方自治法に定める寄附または補助を違法に行ったことに起因する損害賠償請求等
 - 地方自治法に定める地方税、分担金、使用料、加入金もしくは手数料の賦課または徴収を違法に怠っていることに起因する損害賠償請求等
- 次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません(実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、これらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合にも、保険金をお支払いできません)。
 - 初年度契約の保険期間の開始日より前に、記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実起因する損害賠償請求等
 - この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求等がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求等
 - この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求等の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求等
 - 直接であると間接であると問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求等

ア. 汚染物質(固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。以下同様とします)の排出、流出、溢出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態

イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

- ⑤直接であると間接であるとを問わず、核物質(核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます)の危険性(放射性、毒性または爆発性を含みます)またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求等
- ⑥直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求等
- ⑦直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求等
- ⑧被保険者が行う医療行為に起因して発生したその医療行為の対象となる者の身体の障害についてなされた損害賠償請求等
- ⑨自動車、原動機付自転車、航空機もしくは船舶・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求等
- ⑩差別的行為に起因する損害賠償請求等。差別的行為とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 人種、信条、年齢、性別、社会的身分、門地、国籍、教育、障害、妊娠または出産を理由とする不当な雇用条件の決定

イ. 入学拒否、単位認定、停学、退学、就職の斡旋等児童・生徒・学生の生活に影響をあたえる条件に関する決定

- ⑪不当な逮捕、投獄、暴行等に起因する損害賠償請求等
- ⑫特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求等
- ⑬直接であると間接であるとを問わず、石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求等
- ⑭直接であると間接であるとを問わず、ダイオキシンまたはダイオキシンを含む製品の有害な特性に起因する損害賠償請求等
- ⑮採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求等
- ⑯(被保険者が教職員の場合)いじめ、体罰、しごきに起因する損害賠償請求等<いじめ、体罰、しごきに起因する損害賠償請求等に関わる争訟費用については保険金をお支払いします>

3. 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

など

2. 「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)
<p>被保険者が行う公務員としての職務に密接に関連した行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に民事訴訟等による損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。民事訴訟等による損害賠償請求等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア. 民事訴訟(裁判所に申し立てられる民事調停を含み、被告等に記名法人が含まれるものを除きます)</p> <p>イ. 内容証明郵便等による損害賠償請求等で、引受保険会社が事前に認めたもの</p> <p>ウ. 国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条および第2条に基づく公務員個人への求償</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>①法律上の損害賠償金 ②法律上の返還金 ③争訟費用 ④訴訟対応費用 ⑤初期対応費用</p> <p>初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または公務員としての職務につき行った行為に起因する偶然な事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限りま。</p> <p>ア. 事故現場の保存費用 イ. 事故現場の写真撮影費用 ウ. 事故状況調査・記録費用 エ. 事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限りま)</p> <p>オ. 事故現場の後片づけ・清掃費用 カ. 被保険者が事故現場に赴くために要した交通費または宿泊費 キ. 通信費 ク. 事故が他人の身体の障害である場合は、その事故について被保険者が慣習として支払った見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>前記①から④までについては、基本契約の【お支払いする保険金の額】に同じとなります。</p> <p>前記⑤については、1事故および保険期間中について500万円を限度とします。ただし、前記クに規定する費用については、被害者1名について3万円を限度とします。</p>	<p>次のいずれかに該当する損害については、保険金を支払いません。</p> <p>①その行為が他人に損失または精神的苦痛を与えることを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)行った行為に起因する損害賠償請求等</p> <p>②記名法人の職員が原告の一部となつてなされた一連の民事訴訟等による損害賠償請求等に起因する損害。ただし以下を除きます。</p> <p>ア. 被保険者が教職員である場合において、記名法人の職員が保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に定める保護者をいいます。以下同様とします)としてその保護者の子に関連して被保険者に対し提起した損害賠償請求等</p> <p>イ. モラルハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、採用ハラスメント等)をいいます)に起因する損害賠償請求等</p>

(2025年3月承認)A24-104313

主なお支払い事例

- ① 〇〇市に所在する外郭団体に対して、市が貸付を実行。ところが、長年の乱脈経営により外郭団体が民事再生法を申請し、貸付債権が回収不能になった。ここで貸付先の査定が不十分であったとして、住民による損害賠償が提起された。被告は市長および担当課の職員（支出担当も兼務）。

《判決・保険金支払い》

和解が成立。保険金をお支払い（争訟費用含む）。

- ② 〇〇府〇〇部局に消費生活センターを通じて、ある住民より土地建物取得に係わる苦情・相談が持ち込まれた。住民は取引相手である不動産会社が不適切な事業を展開しているとし、この免許を取り消すよう職員へ依頼した。相談窓口として職員は真摯に対応をしたが、免許取り消しまでは行っていない。そこで、住民はこれが職員の不作為に該当するとして、職員および管理者5名に対して訴訟が提起された。

《判決・保険金支払い》

被告側勝訴するも弁護士費用が発生。争訟費用保険金をお支払い。

- ③ 〇〇市から何の前触れもなく、住民である原告の保有する不動産の差し押さえ通知が届いた。更に、取引銀行からも通知が届き、融資ストップで一括返済を求められた。原告は市役所へ抗議し、なぜ個人の情報が銀行などの他機関の知ることになったのかを問い、税務課の課長と課長代理に個人情報漏洩に係わる損害賠償を提訴した。

《判決・保険金支払い》

被告側勝訴するも弁護士費用が発生。争訟費用保険金をお支払い。

- ④ 〇〇県において、住民が行政文書の開示請求を行ったところ開示内容に虚偽の公開情報があったとして、担当者3名（管理職含む）に対して慰謝料の損害賠償がなされた。

《判決・保険金支払い》

被告側勝訴するも弁護士費用が発生。争訟費用保険金をお支払い。

- ⑤ 〇〇区役所において、施設の認可を不当に遅らせ、また最終的に不認可としたことは、不当であるとして、担当者に損害賠償請求が業者よりなされた。

《判決・保険金支払い》

被告側勝訴するも弁護士費用が発生。争訟費用保険金をお支払い。

※実際のお支払いは、保険金のお支払い対象事案ごとに、免責事項（保険金をお支払いできない場合）に該当するか否か等を個別に判断のうえ決定します。上記事例と同等の内容でも事故の詳細を確認した結果、公務員賠償責任保険で保険金のお支払いができない場合もございますのでご注意ください。

公務員賠償責任保険Q&A

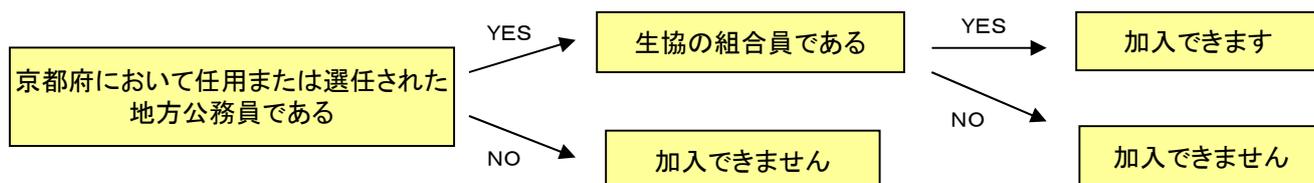
1 保険契約者は？

京都府庁生活協同組合が保険契約者となります。保険証券・普通保険約款・特約集は、生協にて保管します。ご加入者には各個人に12月頃、加入者証が届けられます。

ご確認ください

2 加入対象者は？

加入対象者は京都府の職員である組合員本人です。ただし、外郭団体に出向中の職員も対象になりますが、民間企業、国家機関へ出向されている方（地方公務員の身分がなくなった場合）は対象外です。ご注意ください。



3 病院等に勤務する医療専門職はこの保険に入れないのですか？

加入できます。ただし、地方公務員の身分をもつ方に限ります。また、医療行為に起因する身体の損害賠償請求は補償対象外となりますのでご加入される方はご注意ください。

4 退職後の扱いはどうなりますか？

退職時に中途脱退せず、退職後の保険終期（1月1日）までご継続をいただくことにより、在職中の業務について退職後5年以内に訴訟が提起された場合も補償されます。（損害賠償請求期間延長特約）
また、退職後再任用された方で、再任用後の身分が加入対象者の条件を満たす場合は、引き続き保険を継続いただくことで再任用後の事象についても補償の対象となります。

<フローチャート>

- 退職→再任用→1/1以降保険継続なし 最終契約の満期日(同年1/1)から5年間補償が延長されます。
ただし、同年1/1以降の事象で訴訟を受けても保険金はお支払いできません。
- 退職→再任用→1/1以降保険継続あり 再雇用時に発生した事象による訴訟も補償可能です。

5 保険金請求の手順はどうなりますか？

訴訟が提起された場合は、裁判所から送られてくる「訴状」と「口頭弁論日呼出、答弁書催告書」を事故報告として速やかに引受保険会社にご提出ください。その後、保険金の請求書類を提出していただくこととなります。

6 補償額はいつの時点で加入された契約のものが適用されますか？

訴訟を提起された時点でご加入されている補償内容を適用します。

7 交際費・食料費および違法な利益供与についての訴訟は、保険の対象となりますか？また、不当利得との区別はどうなりますか？

交際費・食料費については、本人に違法性の認識がなければ対象となります。この保険は「不当利得の返還請求」にも対応しています。しかし、公序良俗に反する利益供与については保険の対象外です。不当利得とは「法律上の原因が無いのに、他人の財産又は労働により利益を受け、この為に他人の損失を及ぼすこと」と定義されています。よって地方自治法に違反する「違法な利益供与」については全て敗訴すると考えますので保険の対象となりません。

8 地方自治法の改正により、公務員個人は住民訴訟の場合、争訟費用は要らないのではないのでしょうか？

平成14年9月の地方自治法改正により、4号訴訟により職員個人に対する住民訴訟を提起された場合、自治体の執行機関を被告として住民訴訟がおきますので、本訴訟においては費用負担は一旦必要なくなりました。しかしながら、職員個人が正当な行為をおこなったとして住民と自治体の執行機関との訴訟において、弁護士を雇い訴訟参加することができます。この争訟費用は、本保険の対象となります。(争訟費用とは、着手金・調査費用・交通費・諸経費等裁判の過程で必要になるもの、勝訴および和解した場合の弁護士への成功報酬を言います。)

9 住民訴訟で地方自治体が敗訴した場合、職員個人に賠償責任があるのでしょうか？その場合は、この保険で補償されますか？

自治体が敗訴した場合、いったん自治体が損害賠償金を負担するものの、自治体はご担当職員に対して求償(過失相当分の負担を求めること)することも有りえます。求償された場合は、この保険の対象となり、免責事由に該当していなければ補償されます。

原告勝訴の場合の損害賠償責任は、法改正前と同様であり、損害賠償金も補償します。

10 「和解」は対象となりますか？

訴訟提起後、裁判所の勧告による「和解」は対象ですが、事前に保険会社の書面による同意を得ずになされた当事者間での示談の場合は対象外となります。

11 住民訴訟以外で、個人責任を問われることはあるのですか？

引受保険会社の事例で、窓口対応が悪い、説明不足である等により名誉毀損による慰謝料請求がなされた訴訟もありました。また、不作為等により訴訟を受けてしまうことも増えていますのでより一層の注意が必要です。

12 公務に従って仕事を遂行していれば、訴訟を提起されることは有り得ないのでは？

地方公務員の業務において本来、職員個人が訴訟を受けることはありません。仮に職員に過失が認められる場合でも国家賠償法により国、地方自治体が賠償することになります。ただし、この場合でも公務員に重大な過失がある場合は、本人に求償されることが考えられます。個人に対する訴訟は自治体が負担することが難しい為、本保険に加入する職員が増えているのが現状です。

※刑事訴訟の争訟費用は本保険の補償対象外となります。

13 同じ自治体の職員が原告に含まれる訴訟は補償されないのでしょうか？

住民訴訟において利害関係者以外の職員が原告の一部に入り、府民として訴訟提起した場合は、補償対象となります。議員が原告、原告の一部となった訴訟は、職員とは見なしませんので本保険の対象として補償が可能です。

新規加入 記入例

赤枠内の必要事項をご確認・ご記入のうえ、ご提出ください。

- ⇒ 加入申込日(A)、電話番号(B)、住所(C)、氏名(D)、職場名(E)
- 職員番号(F)、氏名(G)、プラン(H)、告知事項(I)、告知事項(J)、
- 合計保険料(K)

公務員賠償責任保険加入申込票 兼 被保険者明細書

あいおいニッセイ同和損保

RI51 03 42 SL

加入申込日: 令和 年 月 日

電話番号: 00000000

住所: アイオイ タロウ 相生 太郎

氏名: アイオイ タロウ 相生 太郎

職場名: 〇〇〇〇〇

職員番号: 00000000

告知事項: S

告知事項: J

合計保険料: 150

加入者番号: 00000000

加入者別記事項: カナ

備考

令和1年10月1日以降始期契約に使用

A 記入日をご記入ください。

B 電話番号をご記入ください。

C 住所をご記入ください。

カナ氏名をご記入のうえ、漢字フルネームでご署名ください。

D

アイオイ タロウ
相生 太郎

〇〇〇〇〇 職場名をカタカナでご記入ください。

E

00000000 職員番号をご記入ください。

F

S 告知事項に該当する場合、ご記入ください。

I

アイオイ タロウ
相生 太郎 氏名をご記入ください。

G

ご加入を希望されるプラン名をご記入ください。

H

J 告知事項に該当する場合、ご記入ください。

J

150 合計保険料 (分割払の場合は1回分)

K

パンフレットより、プランに応じた保険料を転記してください。

公務員賠償責任保険加入申込票 兼 被保険者明細書

あいおいニッセイ同和損保

DN1 センター受付

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

私(申込人)は、自分が所属する企業または団体に対して、当該企業または団体が引受保険会社(共同保険契約の場合は共同保険会社を含みます。以下同様とします。)と締結する団体保険契約への加入を、以下のとおり依頼します。以下加入申込票に記載のない加入条件(適用約款・特約・保険期間・保険金額など)は、当該企業または団体により定められているものであることを確認します。私および被保険者は、団体保険契約に関する情報を引受保険会社に提供することに同意します。また、私および被保険者は引受保険会社に提供された情報が、適切な保険の引受、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金の支払い、保険契約に付帯されるサービスの提供のほか、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、更改の案内、商品提案、グループ会社(海外にあるものを含みます。)および提携先への商品・サービスの提案・提供等に利用されることに同意します。
(引受保険会社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となります。なお、詳細は弊社ホームページ<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>をご参照ください。)

000 AAA 020 994
R151 03 42 SL 354 ⑤

代表証券番号

<ご記入にあたって>

- 被保険者住所が申込人(加入者)の住所と同じ場合、「申込人住所と同じ」に○印をしてください。

下記のいずれかに○をしてください。

- ① 新規加入
- ② 変更
- ③ 継続加入
- ④ 継続しない

申込人(加入者)	加入申込日 010 令和R 年 月 日	011 電話番号 - -
	012 郵便番号 〒 -	317 カナ 399 漢字
	018 所属名 カナ	017 職員番号
	019 所属コード	
氏名	「ご加入内容確認事項」について確認するとともに、個人情報の取扱いに同意のうえ加入を申し込みます。 フルネームでご署名ください。 漢字 341	
	990 生年月日 (天正T 昭和S 平成H 令和R) 年 月 日	

098 加入者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

099 前契約加入者番号

--

L05 加入者識別コード

--

符号	被 保 険 者 欄		300 セット名 (3桁以内の英数字)	397 住民訴訟もしくは損害賠償が提起されるおそれ、また原因となる事由があることをご存じの場合は、その内容についてご記入ください。	その他の項目(被保険者項目のみ記入可)	
390	住所	氏名	331 加入者特記事項 カナ	備考	項目No.	内容
01	申込人住所と異なる場合は必ずご記入ください。 H41 カナ L68 漢字	J04 カナ L67 漢字				
	323 ※生年月日 (天正T 昭和S 平成H 令和R) 年 月 日	302 性別 男 ^① 女 ^②				
	※他の保険契約等 この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等(共済契約を含みます)がありますか。「あり」の場合、必ず下欄にご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。) (注)他の保険会社における契約を含みます。					
	会社名	保険種類	保険金額・支払限度額	満期日		
			千円	令和 年 月 日		

R50 合計保険料 (分割払の場合は1回分)

--

円